

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 17 日

〔別記〕 御中

厚生労働省医政局看護課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種の各学校、養成所及び養成施設
における感染防護具等の物資提供について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症拡大による新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域が全国 47 都道府県となったところであり、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた取組の強化に加え、今後の感染者数の更なる増加に備えた地域の医療提供体制の整備が急務となっています。こうした各種対策において、医療現場における感染防護具等の不足が逼迫した課題の一つとなっています。

つきましては、各学校、養成所及び養成施設における（以下「学校養成所等」という。）感染防護具等の医療現場への物資提供による支援について、下記のとおり貴団体の会員校等の皆様に対し、ご協力くださるようご周知をお願いいたします。

記

1. 病院等への感染防護具等の物資提供による支援について

- （１）各学校養成所等において、教材として保有する感染防護等に係る備品等を病院等の実習施設（以下「病院等」という。）に提供いただきますようお願いいたします。なお、感染防護具等の提供は、各学校養成所等の実状に応じて、病院等と学校養成所等の間で相談の上、実施下さい。

※ 想定される感染防護具等について

サージカルマスク、キャップ、ゴーグル、フェイスシールド、プラスチックエプロン、袖付きガウン、手袋、シューガード、手指衛生に使用する消毒製剤、等

- （２）今回の物資提供により教材が不十分となった場合については、できる限り教育内容を縮減することなく、必要な教育が行われるよう、教育方法の工夫等を講じていただきますようお願いいたします。

以上